

IX

太平洋戦争時代

配給制へ、国策酒販会社の創立

昭和一五年（一九四〇）には、自由主義的な政治経済の在り方を一切否定し、新体制としての大政翼賛会が生まれ、隣組を組織しての国民生活機構を組み立てた。軍人と官僚の独裁が始まり、国を挙げて戦争遂行の一点に、政治も経済も集中されてきたのである。「一億一心」「ぜいたくは敵」「欲しがりません勝つまでは」「不平をいうな、あなたの隣にスペイがいる」といった風な標語が相ついで発せられ、軍人と警察が町の中を横行した。国民は耳を蔽い、口をふさいで、耐乏生活に堪えていた。

そのような転換の中で、一六年八月二日、大蔵、農林両省の共同声明を以て、国策酒販会社の設立が発表されたのである。農村や生産工場や一般市民のところへはちっとも廻らないで、料理屋や縁故関係にばかり流れているような酒類販売の在り方は、もはや許されない。政府が介入する卸売会社をつくって、一切の集荷も配給もその手で行うということになつたのであり、酒質のガタ落ちも、その手で防止しなければというのであった。

酒類配給機構整備に就て

大蔵農林両省共同発表

酒類生産の激減に伴う需給関係の逼迫と国民生活上に於ける酒類の必要性とに鑑み政府に於ては酒類の配給を適正且円滑ならしむる為従来種々の調整方法を講じ来つたのであるが、今回更に配給機構に付て相当の整備を行うを必要と認め大蔵農林両省協議の上次の如き機構整備案を決定した。

一、今回の機構整備に当つては、先づ時局下に於ける生産力拡充事業等に從事する労務者、農山漁村民其の他一般家庭の消費する酒類に付其

の配給を確保すると共に料理店、飲食店等奢侈的性質を有する場所に於ける酒類の消費を出来る限り抑制するよう考慮して配給計画を樹立し、其の実行を確實且能率的ならしむることを根本方針として全国及道府県の販売統制会社を中心とする配給機構の整備を行い、同時に此の際現在に於ける當業者の利益を保持せしむることに努め機構整備に伴い生ずることあるべき不利益に対しては本機構の趣旨に照し出来得る限り之を救済するの方法を講ずることとした。

(一) 中央に全国販売統制会社を、道府県に道府県販売統制会社を設立すること、但し地方の事情に依り二以上の道府県を以て一會社を組織

し若くは一道府県内に二以上の会社を設置するを妨げず、又は会社を設置せず他の機関を利用することあるべきこと。

全国販売統制会社は全国に亘る酒類配給統制の計画及其の実行の任に當り、道府県販売統制会社は道府県内に於ける酒類配給統制の計

画及其の実行の任に當ること。

(二) 現在の小売業者に付ては従来の業態を存続せしめ漸次合理的に其の整備を図らしむることとし、卸売業の中間業態は之を道府県販売統制会社等に統合すること。

(三) 全国販売統制会社は酒類製造者の製造したる酒類を全部買受け道府県毎に酒類の一般家庭用及業務用別配給数量を割当て之を道府県販

売統制会社に売却することとし、道府県販売統制会社より当該地域内の小売部門に配給すること。

小売部門に於ては一般家庭用酒は小売業者をして之を取扱はしめ、業務用酒は之と區別し小売業者を参加せしめたる別個の供給系統に依り其の配給を規正すること。

(四) 中央には大蔵次官を会長とし大蔵農林両省等の関係官を委員とする中央酒類配給協議会を設け道府県には地方長官を会長とし財務局及道府県庁関係官等を委員とする道府県酒類配給協議会を訪け配給統制の事務に参画せしむること。

三、而して今次の配給機構の整備は差当たり先づ清酒、合成清酒及焼酌に付之が実現を図ることとした。

この構想にもとづいて、一六年八月一八日には、大急ぎで長野県酒類販売会社が創立された。資本金一五〇万円は取敢えず発起人が全額を負担し、国策会社のゆえに、役員は名古屋財務局長の指名を以て社長林七六（県酒聯会長）常務取締役藤井伊右衛門（生産者代表）百瀬経三（卸代表）取締役土田仁太平（卸）井出今朝平（生産）甘利栄太郎（卸）石田和七（同）野原文四郎（生産）亀井旭彦（同）小口伊藏（卸）常任監査役福島幸重（生産）高橋金弥（卸）らが就任、即日発足したのである。出資は、県内において卸売の実績を有する製造者及び販売業者、県内において委託販売等の特殊取引事情にある製造者またはその団体のすべてに対し、それぞれ持分の実績石数に依り、一定の比率を設けて割当て、役員は生産、卸同数の六名ずつがえらばれ、六分の配当を約束した。

県酒販会社の本店は長野市妻科の県酒聯内に設け、税務署単位に支店をおき、次の陣容をととのえた。

県酒販本店 秘書課嘱託宮川真澄、総務部長大塚貞磨、庶務、經理課
長宮尾和吉、主事岡田傭吉、經理書記竹内三久、込川久雄、齊藤孝子、

業務部長塚田弥五郎、書記小出時春、海野直憲、高野金一郎
長野支店 支店長藤井伊右衛門、主事花岡今朝男、書記園原新造、下

配給制へ、国策酒販会社の創立

沢安忠

木曾支店 支店長塚本長作、書記塚本源造

岩村田支店 支店長井出今朝平、支店長代理甘利栄太郎、主事土屋治三郎、書記甘利忠、中山国平、大塚鉄太郎

松本支店 支店長百瀬経三、主事降旗三重治、書記百瀬君一、猪股徳夫

上田支店 支店長沓掛雄三、書記小林貞三、北沢島太郎、菊地林三

大町支店 支店長福島幸重、書記飯島俊吉、清水俊夫、嘱託遠藤年長

上諏訪支店 支店長林七六、支店長代理宮坂伊兵衛、主事畠内雄、茂

中野支店 支店長山田莊左衛門、書記閔武雄、水橋武夫、神田直人、

木芳太郎、進藤勝繁

嘱託水野和市

伊那支店 支店長塙沢晋作、書記小笠原藤八、百瀬集一

飯田支店 支店長加藤平八、書記酒井武、高綱大三郎、書記牧野治部

一六年九月二十四日には、上部機構としての大日本酒類販売株式会社も創立され、前東京財務局長深田養一が社長に就任、酒造組合と卸売業界代表が役員に参画して国策会社の陣容をととのえた。資本金一、〇〇〇万円は地方販売会社、生産者、卸業者、桶などの製造者、軍需酒の供給者、酒造組合中央会、日本合成酒組合、全国新式焼酎聯盟がそれぞれその資本金、取扱高に応じて出資したが、生産者の割当総額は五〇〇万円で、長野県酒聯は二万円を負担した。

中央会社が創立され、地方の酒販会社が出揃うと、一月一日を期して一齊に開業、ここに、全国一本建ての卸売機関が成立し、それに大蔵省が君臨して、国家管理の体制が組立てられたのである。そして一ヵ月後、一二月八日には太平洋戦争に突入した。

酒販会社が発足すると、酒造家たちは清酒、合成酒、焼酎はすべてそこに出荷しなければならなくなり、出荷されたものについては、一般家庭用、業務用の二種類にわけて、全酒販が、道府県酒販への割当計画を立てて売渡すのである。このほかに軍需用にまわされるものもあつたが、勿論、これは陸海軍の命令による別扱いで、そのためには、個々の醸造家に対しては隨時出荷量と出荷時期とを命令し得る権力が、酒造組合中央会長に与えられた。

各道府県会社に対する割当て量を決めるため、中央に大蔵次官を会長とする中央酒類配給協議会が設けられ、大蔵、農林両省の関係局長、大政翼賛会、生産者中央団体代表、全国ならびに地方酒販会社代表、小売業者中央団体代表らが参画した。中央からの割当てをうけた地方酒販が、県内での配給計画を立てるためには、知事を会長、財務局長を顧問とし、関係官庁と関係業者代表を以てする道府県酒類配給協議会がつくられた。

地方酒販は、配給協議会で決められた市町村別、或は業務用別配給量にしたがい、各地の支店を通じて末端に売り渡すのであるが、一八年五月になると、家庭用、業務用酒のほかにもう一つ、軍需工場に特別配給するための産業用酒が登場してきた。南方における戦局が次第に敗色をおび、国内の軍需生産に決戦的総蹶起を促さなければならなくなつたとき、工員たちが「増産に追い立てるならば、給料よりも酒をよこせ」と訴え始めたからである。

隣組配給制と小売店の整備

国策卸売機関の酒販会社設立とともに、末端における小売段階にも、決定的な変貌がやつてきた。一般市民用と接客業者の業務用と二種類にわけて卸す酒類の、末端における流通機構のあり方について、次のような指令が発せられた。

一、道府県販売会社は当地域内の小売業者に対し、一般用酒類の配給数量を割当て、これを小売業者に売却し、小売業者から直接消費者に配給せしめる。

系統により、これを接客業者に供給するが、その場合、製造者、卸売業者、小売業者はその実績を持ち寄りたる供給団体を設け、各自実績に応じ利潤の配分をうけるための利益共同計算機関とする。

一、業務用酒類は製造者、卸売業者、小売業者の如何を問わず、すべてその取扱いを停止し、出荷配達の実務を府県酒販会社の支店扱いに移す。業務用酒は一般用と区別して、小売業者を参加せしめた別箇の供給

この指令に基き、接客業者たちはそれぞれに、酒の一括配給をうけるための業務用酒販組合を結んだが、小売業者は最早や「店」ではなくて、中央酒販会社から末端消費者へとつながる機構の中の、一箇の「配給所」になつてしまつたのである。その配給所の在り

方について、一六年一二月一五日、全国に先んじて長野県では次の統制規則を発令した。

長野県酒類配給統制規則左ノ通定ム

昭和十六年十二月十五日

長野県知事 鈴木 登

長野県酒類配給統制規則

第一条 本令ニ於テ酒類ト称スルハ一般家庭用清酒合成清配及焼酌ヲ謂フ

第二条 酒類小売業者ハ長野県酒類販売統制聯合会ノ統制ニ基キ各市町村ニ酒類共同配給所（以下配給所ト称ス）ヲ設置スベシ

配給所ノ数ハ市ニアリテハ五ヶ所町村ニアリテハ一ヶ所トス 但シ土地ノ事情ニ依リ其ノ数ヲ増シ又ハ支所ヲ設置スルコトヲ妨げズ

長野県酒類販売統制聯合会ハ前項ノ統制ニ付予メ知事竝ニ税務署長ノ承認ヲ経ベシ

第三条 長野県酒類販売株式会社ハ各月郡市別酒類配給計画ヲ樹立ノ上

前月十日迄ニ知事ニ同会社支店ハ各月市町村別配給計画ヲ樹立ノ上前月二十日迄ニ知事並ニ経済部出張所長ニ報告スベシ

経済部出張所長ハ前項ノ配給計画ニ基キ管内市町村長ニ対シ前月二十日迄ニ酒類割当量ヲ通知スベシ

第四条 前条ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ遲滞ナク消費実績調査ノ上第

一号様式ニ依ル配給票ヲ作成シ之ヲ管内各隣組長ニ交付スベシ 但シ割当総数量中ノ一割以内ヲ冠婚用等トシ保留スルモノトス

冠婚用等酒類ニ余剩ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌月ニ繰越シ其ノ割当分ニ

合シテ配給スルヲ妨げず、市町村長本条ノ割当ヲ為スニ當リテハ予メ
市町村常会ニ諮問スベシ

第五条 配給票ノ交付ヲ受ケタル隣組長ハ直ニ之ヲ隣組員ニ割当テ配給申
票該当欄ニ夫タノ氏名及割当数量ヲ記入スベシ

第六条 冠婚用等トシテ酒類ヲ必要トスル者ハ第二号様式ニ依リ配給申
請書ヲ作成シ隣組長経由ノ上之ヲ市町村長ニ提出スベシ

市町村長ハ前項ノ申請ニ基キテ第三号様式ニ依ル配給票ヲ交付スルモ
ノトス 但シ其ノ配給量ハ三升ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七条 配給所ハ第五条及前条ノ配給票所持者ニ非ザレバ酒類ノ販売ヲ
為スコトヲ得ズ、且其ノ販売数量ハ配給票ニ記入セラレタル量ヲ超ユ
ルコトヲ得ザルモノトス

前項ニ依リ酒類ヲ買受ケタル者ハ配給票該当欄ニ月日ヲ記入シ認印ヲ
押捺スベシ

第八条 配給票ノ有効期間ハ発行当月ニ限ルモノトス、使用又ハ有効期
間ヲ終リタル配給票ハ之ヲ隣組長ニ於テ取纏メ市町村長ニ提出スベシ

第九条 酒類ヲ買受ケタル者ハ之ヲ業務ノ為ニ酒類ヲ使用スル者ニ譲渡
スルコトヲ得ズ、業務ノ為メニ酒類ヲ使用スル者ハ一般家庭用ニ割当
テラレタル酒類ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第十条 第七条第一項及第九条ニ違反シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ
拘留若ヘ科料ニ処ス

かくて、他の多くの物資と同じように、酒もまた隣組を通じての配給切符制となり、小売業者たちは適宜に集まって共同配給所をつくるか、然らざれば、転廃業にむかうよりほか無くなつたのである。既に、中小企業の整備令が出て、整理統合が着々と進められる時でもあつたし、よしんば看板は下げても、売るべき酒が少しも醸造元から廻されてこないため、さながら開店休業の日が続いている時勢にもなつていたから、共同配給所への転換も比較的容易ではあつたが、しかし、誰れどもが、そう簡単に家業を捨て得るものではなかつた。

市部でも五カ所、町村ならば一、二カ所の共同配給所を誰れに指定するかについては、初め、小売業者組合の自主にまかせて進めさせたが、結局は、同病相あわれむ、同業間において処置のできる問題ではなく、地区税務署長への一任となつた。一例を松本税務署の文書に見よう。

昭和十七年二月三日

合名会社亀田屋酒造店殿

さきに御一任にかかる酒類配給所に貴殿を指定いたし候については、

松本税務署長

貴市町村長及び貴市町村における他の酒類配給指定者と円満なる提携のもとに、他より非難をうけることなく最も公平に配給事務を執行し、他業界の模範となるよう御留意相成り度し。右通牒候也

この配給所の指定によって、それに漏れたものは、当然販売権を喪失したのであり、ここに、小売面における業者の整理と配給機構の組立てが完了した。相当な販売実績を持ち、家業の継続を悲願しながらも、日頃、税務署の心証を害していたため、指定漏れの運命をになわなければならぬ業者も少くなかつたであろう。この整備によつて、昭和一四年頃には九、〇〇〇前後を数えていた県下の販売業者が、ほぼ三分の一に減少した。三年足らずの間に六〇〇の軒もが、自発的に、或は指令によつて転廃業していくのであり、戦争のみじめさを物語つてゐる。

酒類配給所要綱（昭和十七年二月）松本税務署長

一、酒類配給所（権利ヲ買ッテ市町村ニ於ケル配給所トナッタ者）ニ当

サレ度

ツタ者ハ誠実且公平ニ配給事務ヲ処理シ、他ノ非難等受ケザル様誓約

一、二月一日以降ニ於ケル酒類ノ配給ハ市町村長ノ切符ヲ隣組ニ交付シ之ト引換ニ酒類配給所ニ於テ酒類ヲ引渡スコト。

一、業務用酒(接客業者ニ配給スル酒類)ハ酒類配給所デ取扱ヒマゼン。

一般家庭用酒ハ役場等ニ留保セズ全部割当テテ載キタイ。尚役場ガ酒類ヲ留保シテ之ヲ適当ノ方面ニ配給スルノハ酒税法ニヨル酒類販売免許ヲ要シマスカラ絶体ニ出来マゼン。

冠婚葬祭用酒ハ別途ニ從来通り配給致シマスカラ、之モ從来通りノ方法ニ依リ切符ヲ役場ニ於テ交付シ、酒類配給所ヨリ酒類ヲ受取ルコト。

一、各市町村毎ノ割当数量其ノ他ノ件ニ就テハ警察署、県經濟部出張所等ト連絡ヲ保チ公平ナル配給ニ付御援助フ願フコトニナツテキル。

一、各市町村ニ於ケル毎月ノ酒類配給事務ニ関シテハ市町村長ガ最モ責任アル地位アル訳デスカラ各酒類配給所ハヨク役場當局ト連絡ヲ保チ市町村酒類配給懇談会(仮称)ヲ設置スル等円満ナル配給ヲ執行サレ度。

一、酒類ノ配給ニ關シテハ酒類配給所間ハ勿論一般消費者ニ對シテモ親切ヲ旨トシ、必要ナル方面ニ重點ヲ置キ、偏在等ヲ起サズ、配給事務ニ關シテ出来ル限り一般ノ便益ヲ図ラルル様協力セラレタシ。

一〇数軒の隣組に一升とか、二升とかの酒や焼酎の配給切符が役場から割当てられてくると、そのたびに常会がひらかれて、不公平のないようにクジをひいて、貰うのだが、当った人でもたいていは一、二合に過ぎないものであり、好きな人はそれを貰つて、喜々として配給所へ出かけるのである。処方箋のアルコールを閏値で求めて、水を割り、砂糖や醤油を注ぎ込んでまで、飲みたがっていた左党の人たちには、一合二合の酒のクジはずれにも腹が立つのであった。

酒を飲まない隣人の中には、当ったクジを好きな人に廻し、その人に砂糖のクジでも当ったときには、ひとさじ分けて貰うというようなほほえましい情景もあったが、反面、当ったものなら何んでも取らなければ損だとばかり、飲めない酒や煙草をのみ覚えるというような、微苦笑の情景も見かけられたものである。

合成酒、リンゴ酒、旦那の芋作り

太平洋戦下、清酒がほとんど無くなつてくると、粕取り焼酎、芋焼酎、濁酒など古来のものは勿論、ヒエ、キビ、コーリヤン、トウ

上等合成酒の仕込歩合 (16年7月5日、中央会通信)		30%	5,600合
原料	焼酎	1,000	1,000
料	母酒	23,000匁	23,000匁
料	ウイスキー	75%	2,400cc
原	ドミノ		40匁
原	ブラン	100	100
原	アサヒ	30	30
料	酸性磷酸	20	20
料	硫酸	15	15
料	硫酸	5,000	5,000
料	硫酸	3,000合	3,000合
料	硫酸	10,000	10,000

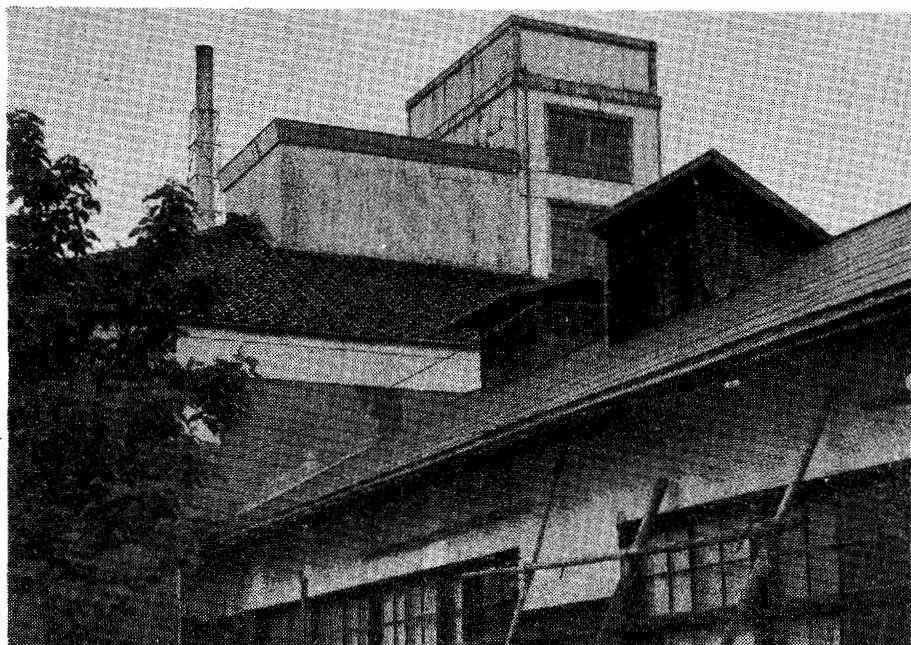
モロコシ、ドングリ、トチの実などあらゆる澱粉質を工夫しての「酒らしいもの」が、どこからともなく現れ始めたが、ことに合成酒やリンゴ酒はかなり良いものが造られて、時には、隣組を通じて配給された。

合成酒は、大正八年に米に依存しない酒として鈴木梅太郎博士が製造に成功し、既に戦前から「理研酒」と呼ばれるものが売り出され、まだ酒税法上の酒としては認められていなかつたけれども、市民には馴染みを持たれていた。それが、税法上の酒としても認められるようになり、多くの清酒醸造家たちが取入れ始めたのである。先駆的な連中は、昭和一四年に、酒の生産統制が急激にきびしくなり、原料米の前途が暗くなり出したとき、早くも、米を使わない酒造りへの必然性を見透して、蒸溜塔の設置にかかつた。

たとえば、長野の藤井益二は、まだ合成酒醸造の免許下付が非常にむづかしかつた一四年頃、八方工作してその試醸免許をとることに成功し、一六年には、もはや一千石くらいを造るようになつていていた。更級の中島政太が、大阪大学醸造料で酸糖化研究を続けていた長男文雄を呼びよせて、合成酒造りの設備を工夫したのもその頃である。伊那酒造組合でも、漆戸周平の蔵に委託して試醸を始めていた。そのような動きの中で、太平洋戦争突入の前後には、政府が、本格的に合成酒づくりを呼びかけるようになり、それに呼応して酒造組合中央会が系統機構への奨励に乗り出すと、長野県酒聯では一七年九月、組合長と企画委員の合同会議を召集し、県酒聯が経営主体となつて、県内南北信の二カ所で大がかりな企業化を計画、岡崎末一、中島政太、福島幸重、土橋四郎らを専門委員にあげて発足した。

しかし、その頃は、既に戦局甚だ苛烈になつておらず、すべての資材が窮屈を告げていたため、南北信に合成酒工場を建設しようとする、この計画は当局の認めるところとならなかつた。そこで県酒聯は、各単組をそれぞれのブロックとして、そこに適當な蔵を委託し、製成合成酒一石につき五〇銭ずつの負担金を県酒聯に納め、その源資を以て、県酒聯が原材料を斡旋し、販売を統括する計画に切りかえた。この計画を実現するために、北安曇や中信酒造組合では、別動体としての合成酒協同組合を設けたりした。

こうして合成酒づくりに乗り出し、或る程度の製成は見つたのであつたが、結論的には、思うような成果をおさめることはできなかつた。可成りな生産を見たものでも、容易に採算点に漕ぎつけることができなかつたし、蒸溜塔の設備投資がかさむ上に、原材料の配給



16年頃の合成酒造りの蒸溜塔（北信にて）

手当てが極端に不安定だったからである。それに、合成酒造りは兎角工場内を汚し、雑菌が生じて、本来の清酒造りが心配になつたからでもあった。

佐久組合の場合のように、新しい技術の理解と企業の近代性を必要とする合成酒造りは、老人連中では出来ない、若い感覺が望ましいということで、黒沢太郎や佐々木尚らを中心とし、木内の蔵を借りて着手したけれども、間もなく、黒沢、佐々木ともに戦線へ召集されてしまったため、事業中絶の止むなきに至り、一切を原四郎に引継いでもらわなければならなかつた（荻原直方氏談）というような例もあつて、国策としての合成酒造りへの道は難航した。各ブロックとも、おおかたは、国策遂行の名のもとに、組合幹部や大手メーカーが、犠牲的にそれを持續したに止まり、或る程度の採算点を実現するためには、なお終戦後までの努力を傾けなければならなかつた。

△昭和一七年九月酒造通信▽ 前年は酒の原料米を五〇万石減らして、その代りに甘藷を供給するから、それで合成酒を造つて、清酒の減石をカバーせよとの御命令であつた。つまり原料は米と甘藷を置換えるが、酒の絶対量は変わらないようになると云ふことであつた。我々は当初からこの計画を危うんだ。減ずる米の五十万石は清酒にすると七十万石近い減量であるのに、貰う甘藷は二十度の合成清酒にしての五十万石分だったので、既に初めから、天引二十万石足らずの喰違である。その上、設備不充分などで三十万石以上の狂いを生ずると予言した。果せる哉、甘藷の入手はいよいよとなると、作柄の見込違いで三割六分減ぜられる。平年分の生産に充てていた雑材料が手廻らぬ、麹がない、燃料の石炭が出廻らぬ、配合資材の酸類が不足だ、何だかだと支障が続出して、当初計画の見込高八十万石と誇称したもののが、実際は三十八万石内外という大番狂わせである。

合成酒の場合だけではない。何にもかもが、番狂わせばかりの命令であり、中味の伴わない懸け声ばかりの政治であった。こうして、当時は、国民が全く知らない裏側で、最も大きな、取りかえしのつかない大番狂わせの敗戦へと歩いていたのである。

一方で、合成酒造りの国策が打出されている頃、一方では、リンゴ酒の開発に懸命な努力を傾けている人びとがあった。北信濃のリンゴ地帯でのリンゴ酒造りは、上水内郡鳥居村の酒造家高津正雄を訪れた権威浅井勇宣博士が、それを勧奨したところから始まった。青森あたりでも、既にリンゴ酒が造られ出していたが、そこでの造り方は、アルコール八度ぐらい、リンゴ酒は飽くまでもリンゴ酒としての意義において造られていたのに対し、長野県醸造試験場と、その指導をうける高津らの地方酒造家たちは、むしろ酒の代用品としての考え方立ち、したがってアルコール一〇度を目標とし、それの開発に成功したのであった。

かくて、県下では高津産業、池田醸造（北安会染）柄沢ゆう（上水神郷）上田酒造組合、藤井伊右衛門、寿商会（上水神郷）市村郁夫（上高小布施）などが優れたものを造り始めたが、一八年二月、葡萄酒及びリンゴ酒の日本果実酒々造組合中部支部が結成されたときには、本県においてその結成大会が行われ、郡山知事が次のような祝辞を述べたほどである。

△郡山長野県知事祝辞△ 本日茲に日本果実酒酒造組合中部支部の結成式を挙行せらるるに当たり、一言御祝辞を申述べたいと存じます。早くも米英に対する宣戦の大詔を挙しましてよりここに満二ヶ年、今や皇威六合にあまねく大東亜新秩序の建設日を逐うて進みつつありますことは、御稟威の下皇軍将士の力戦奮闘の賜にしてまことに感激に堪えないところであります。然しながら現下の戦局はいよいよ緊迫苛烈を極め前途は真に多事多難であります。而してこの熾烈なる戦局を打破するは一に戦力増強にあるのであります。第一線将兵の労苦は申すまでもありませんが、軍需生産に食糧の増産に、また国土防衛にそれぞれ挺身致しております銃後の戦士に対しても誠に感謝に堪えないのであります。

これら銃後の戦士に対しまして政府は種々なる方途を講ぜられ、中にも酒類の特配により一段とその士気の昂揚に資せられ、これがためには隨時その必要に応じ増配をなすとともに、特に一般より低廉なる価格を以て特配せられ居るのであります。益々その需要を要求せらるるに反し主要食糧の確保上、清酒等の醸造が減少せらるるのは又止むを得ない処であります。この状勢のもとに近時清酒類に替り果実酒の需要は著しく増大し参ったのであります。しかもこの果実酒の内には特に軍において要求せられておるものも相当量に上り、今後益々これが需要は増大せらるるものと存ずるのであります。幸に本県はその主原料たる果実につきましては全国

でも有数の生産県として既に定評のあるところでありまして、今後いよいよその要求も増大するものと存ずるのであります。

このときに当り、さきに全国を一丸とした組合が結成せられ、本日またここに中部支部の結成を見ましたことは誠に意義あることと申さねばならぬのであります。宣しく組合員諸君は時局を認識せられ、益々その使命達成に邁進せらるん事を切望して止まぬ次第であります。



上田組合が設けた蒸溜塔（煙突の下の四角な塔）

岡崎末二らを中心とした上田酒造組合は、合成酒やリンゴ酒の開発に大きく力を注いだ組合の一つであったが、今も忘れない思出を持っている。合成酒国策が打出されて、「それぞれに荒蕪地を開墾し、そこでの収穫が穫れるならば、それを以て自由に合成酒を造つてよろしい」という指令が出たとき、上田組合では、組合員の出資による菅平拓植組合を興し、その高原に坪当たり一〇錢で三町歩余の土地を買いこんだ。酒一升一円の頃である。造り酒屋の旦那衆が指揮に当り、番頭も家族も総動員で登山し、菊芋作りの鍬をふるつたのであった。

△滝沢市治、和田晋、宮入正躬氏談△

菅平でつくった菊芋をおろしてきて、坂城の沓掛雄三さんの蔵に委託し、一時、かなりな合成酒を造つたが、終戦間ぎわには海軍のアルコール造りを命ぜられた。菅平の開墾地は終戦後の農地解放で、今日ならば何億円という価値のものを坪当たり一円三〇銭で取りあげられてしまった。しかし、その時の合成酒造りのあとをうけて、二一年には上田合成酒々造組合を設立、合成酒と果実酒の免許をうけ、二四年には上田酒類工業組合と改称、合成酒がぽつぽつ人気を失つた二五年には焼酎の免許を取り、二六年には資本金八八〇万円の株式会社に切り替え、翌年更に花露と改称して、こんにちでも組合員の事業として行い、合成酒時代の思い出をつないでいる。

燃料来らず、石炭山を掘る

昭和十七年頃は、バスもトラックも、もうもうと煙をあげながら、木炭を焚いて走っており、軍用の燃料さえ底をつき始めていた。

当然、酒蔵の燃料もなくなってしまった。或る業者は自分の山を伐り、或る者は闇取引の薪炭を工面したけれども、しょせん間に合うものではない。

そのとき、長野県酒聯に一つの情報が入ってきた。灘地方ではお手のものの酒を石炭山に贈り、その見返えりに石炭山を手に入れたというのである。この報を入れると、県酒聯では直ちに役員会を召集し、和田芳郎、黒沢太郎、宮坂勝、笛井徳三らの専門委員をあげて、石炭山を何とか入手するための研究調査にとりかかった結果、福島県下の綴にある三輪炭山を買いたることに成功した。このことの陰に和田の非常な努力のあつたことは、今でもなお業界の語り草になっているほどである。当時三輪炭山は、政府から月間三〇〇トンの生産命令をうけていたが、長野県酒聯がそれを経営することに依り、三〇〇トン以上の生産をあげ得るならば、増産分を自由に処理することを許すというのであった。

この買収に成功すると、増産のための坑夫動員や輸送についての一切は、地元の業者に請負わせた。しかし、鉱山などには全く経験のない酒屋の旦那衆が、鉱脈を確認したり、出炭量を充分に把握して、間違いのない取引をおこなっていくことは、なかなか容易なことがらではなかつたため、それらの実務は、すべて県酒聯の顧問弁護士矢島武に依嘱した。

△矢島弁護士談△ 父が鉱山に関係していたので、私も中学校時代から時々山に入つて研究はしていたが、それは銅山であり、石炭については私も知識がなかつた。しかし、友人の和田義郎君が、われわれの手だけでは鉱山師との接渉など不安でしょがないから、ぜひ協力して欲しいとのことで、幾たびか専門委員と一緒に出かけ、三井の応援も得たりして山を確かめた。毎月一回ずつ行つ

ては、出炭量を確認し、賃銀などの精算をしたが、みんな随分苦労をした。こちらには幾らでも酒があるので、それを持っていって抗夫を激ますのだが、酒はあっても副食物はもはや殆んどないため、酒ばかりガブガブ飲んでいた。一年半ほどの間、多少の石炭を送りこんできただが、十九年には軍の買上げになってしまったため、中止せざるを得なくなつた。われわれが坑に入つていろいろ調べたりしていると、素人と見て、おどかすわけでもあるまいが、時々ダイナマイトを爆発させては、いい加減にしろという風な様子もあつて、委員たちは大いに苦労をしなければならなかつた。

命令生産へ、藏びとも公務員に

昭和一七年一二月一五日、天皇陛下が全国産業経済団体の全代表を一堂に集めて、前例のない拝謁を賜り、総理大臣東条英機が、一同に「米英撃滅のための職域報國」を誓わしめた。四ヶ月のちには連合艦隊司令長官山本五十六が敵機の襲撃で戦死し、ガダルカナルの敗退が余議なくされ、アツツ島の陸軍守備隊二、〇〇〇余人が全員玉碎するという戦局の中においての誓いであつた。

宣誓 畏くも米英撃滅の大詔を拝してここに一年、御稟威の下皇軍将士の勇戦奮斗に依り肇国の大理想達成の礎石成り、皇威いよいよ八紘に治し。然りと雖も敵はなお反抗を企て戦力の補強に汲々たり。皇国の経済力を最高度に發揮し、以て大東亜戦争の完遂を期するは我ら産業経済界に職を奉ずるもの重大なる責務にして、日夜その足らざるを惧るるところ、恭くも本日拝謁の栄を賜う。聖慮の程唯々恐懼感激に堪えず。ここに相会するもの一同鴻大なる君恩に報い奉らんため、政府の指導激励の下にいよいよ戦意を熾烈にして、職域奉公の誠をつくし、以て戦力を増強し、断乎として終局の勝利に邁進せんことを期す。右宣言す。

昭和十七年十二月十五日 拝謁の光栄に浴したる産業経済関係者一同



宣誓　去る十二月二十六日、酒造組合中央会、全国聯合会長会議において、一同が宣誓したる所信を遵守し、全力を戦争遂行の一点に集中し、以て酒造報國の誠をつくさんことを期す。

昭和十七年十二月二十九日

長野県酒造組合聯合会

かくて、翌一八年には酒造組合法が全面的に改正され、文字通り軍隊的の組織となつて、酒造組合中央会長に独裁的な、すべての命令権が与えられた。勿論、うしろ側で軍と官僚が一切を指示していたのである。この主旨伝達の全国酒造組合長会議の席上、中央会長伊藤保平は「今や、酒造家も藏びとも販売者も、戦争遂行のための機構の中に組み込まれた一箇の公務員と心得なければならない。そこには営利もなければ、組合運営の多数決もない。ただ国家の命令に従うだけである」と、次のように挨拶した。

△伊藤会長の挨拶△　組合法の躍進的改正は、画期的大改正でありまして、明治三十八年以来の酒造組合法が、酒造組合と酒販組合と生販二部門を包摂した酒類業団体法となつたのであります。改正後の組合は国家の代行機関たるべき性格を多分に帶びておりまして、即ち組合の目的に致しましても、従来は「組合員ノ協力一致、其ノ業ノ改良発達、營業上ノ弊害矯正、信用保持」等専ら組合の利益本位であり、自由主義經濟的であったものが、新団体法では「其ノ業ノ整備発達、統制運営、国策遂行ヘノ協力」となつております。又組合事業に於ても、統制指導を第一義とし、共同施設、生産検査、調査研究、酒税保全上の補助等、統制会的性格の上に、經濟行為をも認められ、これまでの統制が組合の決議を前提する自治的のものであったのが、今回は統制規程を設けて計画的必然的に運営することを強制せられ、更に中央会の統制力が一段と拡大強化せられ、会員たる聯合会のみならず、其の聯合会を超えて単位組合と其の組合員の基底部門にまでも、統制が及ぶことに改正されたのであります。

組合の役員に関しましても、其の権限の拡充と共に、選任の方法、銓衡の理念も、従来とは全く一変して居ることを留意せねばなりません。即ち理事は会務を分掌する執行機関で決議機関ではない。従つて並び大名的な旧套は一掃して、新機構の下に強化された統制運営の事務を自らも分掌執務し、以て会長又は理事長を輔佐するの任に適する者を挙げねばなりません。また従来の多数決制より統裁制に移行した点が多くなり、多頭自治より寡頭独裁になりましたので、新に会長又は理事長たる者は、申すまでもなく、公正無私、常に陣頭に立つて指揮統率に任じ、国策への協力を第一とし、其の国策の線に沿う限りに於ての組合の利益増進を企図すべきであります。従来の役員は企業経営、製造販売の商行為をやりながら、組合の世話をした程度で事無く済んだのでありまするが、こ

これからは公共的任務が重くなり、且つ国家的性格が強くなり、権限も増強されることになるので、組合統制国策遂行の線に沿うて指導經營し、國家統制の一翼を担う公共機関として御奉公する心構えと操守が肝要で、この点に關し一段の自覺信念と高朗なる行藏を堅持せねば役目が勤まらぬものと思います。組合役員は實質では官公吏と變らないのでありますから、官公吏に準ずる公務員であると思えば間違ひはない。或る学者は民吏とか統吏とか称すべきであるとしておるもの、蓋しここにあると思われます。

酒造組合法の改正とともに酒類団体法も制定され、合成清酒組合、麦酒組合、雜果実酒組合がそれぞれに独立し、販売業者の酒販組合も設立された。税務署単位から府県聯へ、そして中央会へとつながる各系統組合の理事長は、それぞれに中央会長の指示にしたがい、組合員に対して販売の開始、廃止、休止、譲渡、譲受、委託經營、共同經營などを一切命令しなければならなくなつたのであり、組合の幹部たちは、カーキ色の国民服をまとつて陣頭に立つた。

確かに今までの在り方も、既に官僚統制であり、生産制限も原料米の配給量によつて遂行されてきたのであるが、そこには、まだ營業利潤を多少なりとも主張し得る道が開かれていたし、個々業者への原料米配給にも組合内自主が許されていた。しかし、今は全く利潤観念の完全な払拭が迫られ、直接、個々の業者に対して「本年度、お前は何割精白を以て何石の酒を造れ」の國家命令が発せられることになつたのである。軍人と官僚は「計画生産」の美名を用いたが、根本的に自由主義經濟の在り方は全く否定し去られた。

当時、県酒聯の役員は会長井出今朝平、副会長龜井旭彦、和田芳郎、顧問藤井伊右衛門、野原文四郎、林七六、理事荻原文次、岡崎末一、山田莊左衛門、福島幸重、宮坂泰明、関川寛治、監事川合新助、宮沢要次郎、参事宮川真澄らによつて運営されていたが、直ちに独裁的統制規程をつくり上げ、個々業者への生産命令（下伊那酒造新町蔵の例）伝達の業務を始めた。

昭和二十年一日十二日

長野県酒造組合聯合会会长 井出今朝平
下伊那酒造株式会社新町蔵殿

第一級清酒計画生産指示書

付左ニ依ラルベキコトヲ指示ス
但シ製造ノ状況ニ依リ目標石数ノ百分ノ五ヲ超ユル増減ヲ為サントスル
トキハ会長ノ承認ヲ受ケラルベシ

記

酒造組合中央会統制規程第三条ノ指示ニ基キ當会統制規程ノ第三条ノ
規程ニ依リ貴製造場ニ於ケル昭和十九酒造年度第一級清酒ノ計画生産ニ
一、製造スペキ清酒ノ等級 第一級
二、製品ノ販売規格目標 アルコール分十六度以上、原エキス分三十

度以上、官能審査別 優

昭和二十年 月 日

三、製造目標石数（検定石数）百石

四、原料米搗精歩合 最高二割五分標準平均一割八分 以上

右ノ通計画生産スペキ旨御指示有之正ニ御請候也

氏名又ハ名称 所

長野県酒造組合聯合会長殿

県酒聯、戦域タイで酒造り

昭和一四年、諏訪の宮坂高明はいち早く北支の張河口に進出し、現地での酒造りを始め、注目を浴びていたが、一七年、日本軍の南方進撃が展開され、大東亜共栄圏経済政策が打出されると、県酒聯を動かして、県内業者に依る南方戦域での清酒造りを提唱した。

そして、その目論見は急速に進められ、七月二七日には、大急ぎで役員ならびに企画委員会を召集し、直ちに「联合会の事業として推し進めること、軍部との交渉に入ること、賛成者の出資基準は基本石数一石につき一円とすること」などを決議した。

請願書

長野県酒造組合聯合会

候也。

右は南方共栄圏において清酒ならびにその他酒類の製造をなし、新占

領地域における軍需酒の御要求を充たし、以て職域奉公の誠をつくした

く、就ては御指導にしたがい、万難を排し、軍の御方針に副うべく誠意

長野県酒造組合聯合会代表者 林 七六

陸軍大臣東条英機閣下

努力いたす覚悟に御座候間、格別の御詮議を以て御許可賜りたく奉願上

その頃、陸軍糧秣廠長は小県出身の清水菊三中将であつたため、種々の便宜が与えられ、ちょうど昭南島において合成酒を造るべく、冷凍と製氷装置を有する倉庫が確保してあるので、それを提供しようとことになつた。かくて、県酒聯では、別動体としての

「大東亜醸造組合」を結成、その手によつて、直ちに海外酒造を実施すべく、一八年七月一二日には創立総会をひらいて、いつさいの準備をととのえた。

第八条 組合員ハ第二条所定ノ資格ヲ失ヒタル場合ノ外脱退スルコトヲ得ズ

企業整備ニ依リ酒造業ヲ廃スルニ至リタル者ハ第一条ノ規定ニ拘ラズ組合員タルノ資格ヲ失ハズ

本組合員死亡シタル時ハ家督相続人其ノ権利義務ヲ繼承ス

第九条 本組合ノ出資総額ハ金五十万円トシ第一回ノ払込金額ヲ金十二万五千円トス

第十条 出資ノ払込ミヲ怠リタルトキハ其ノ払込ムベキ額ニ対シ期日ノ翌日ヨリ百円ニ付キ一日四銭ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵ス

第十二条 本組合ノ存続期間ハ昭和十八年七月十二日ヨリ十ヶ年間トス
第十三条 組合規約又ハ法定ノ事由ニ依リ中途脱退ヲナスニ至リタル者ニ対スル払戻金ノ額ハ理事会ニ於テ之ヲ決ス

第十四条 組合規約又ハ法定ノ事由ニ依リ中途脱退ヲナスニ至リタル者ニ対スル払戻金ノ額ハ理事会ニ於テ之ヲ決ス

第一条 本組合ハ大東亜醸造組合ト称ス
第二条 本組合ハ長野県内ニ於テ清酒ノ製造ヲ業トスル者及之ニ関係アル者ヲ以テ組織ス
第三条 本組合ハ国策完遂ノ一翼トシテ清酒製造技術ニヨル職域奉公ヲ以テ目的トシ之ガタメ軍指定ノ場所ニ於テ清酒製造事業ニ参画ス
第四条 本組合ノ事務所ヲ長野市妻科町長野県酒造組合聯合会内ニ之ヲ置ク
第五条 第二条所定ノ資格ヲ有スル者ハ本組合ノ承諾ヲ得テ組合員トナルコトヲ得

第六条 本組合ニ加入セントスル者ハ住所氏名及其ノ引受ケントスル出资額ヲ記載シタル加入申込書ヲ所属組合理事長ヲ経テ本組合ニ差し出スベシ

第七条 本組合加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知シ出資ノ払込ヲナサシメタル後組合員名簿ニ登録ス

大東亜醸造組合、組合別出資額		
組合名	昭和16年度基本石数	基本石数に1円を乗じたる金額
久田信水安信筑訪那	24,235	23,235円
佐上北高北中西諏上伊那	9,637	9,637
計	12,948	12,948
	10,044	10,044
	6,272	6,272
	17,048	17,048
	2,384	2,384
	18,440	18,440
	9,421	9,421
	14,550	14,550
	124,978	124,978

前項ノ申込アリタルトキ本組合ハ役員会ニ諮リ其ノ諾否ヲ決定ス
第七条 本組合加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知シ出資ノ払込ヲナサシメタル後組合員名簿ニ登録ス

理事長ハ長野県酒造組合聯合会長ヲ以テ之ニ充ツ
理事ハ酒類製造業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ理事長

之ヲ選任ス

監事ハ総会ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

技師書記ハ理事長之ヲ任免ス

組合役員 理事長井出今朝平（県酒聯会長）専務理事井出一太郎 常

務理事亀井旭彦 同和田義郎 宮坂泰明 市村郁夫 理事岡崎未二 福島幸重 土橋四郎 宮沢要次郎 関川寛治 川合勘助 西沢善助 平林達朗 監事荻原丈次 山田莊左エ門 顧問中野藤太郎（長野税務署長）三井毅（醸造試験場長）木瀬与六（県技師）林七六 藤井伊右衛門

現地へは、年俸一万円井出一太郎、同西沢善助、八千円平林達朗の三役員を派遣することとなり、この設営隊は一八年七月二一日、長野駅を出発したが、機密の漏洩をおそれて壮行会は開かず、更級の八幡神社に祈願祭を行うだけという、緊迫した時局の中の出発であった。器具機械は別送とし、一行は呼子笛、細引、万能ナイフ、軍手、懷中電灯、水筒などの七つ道具だけを身につけていた。海上には敵の潜水艦が頻りに出没し、命がけの渡航であつたが、果して台湾沖でやられてしまった。機雷をうけて本船沈没、同じ船に積んでいた器具機械は一切失われたが、幸い一行三人は無事であった。その時の模様について、井出一太郎は次のように県酒聯へ報告した。

八月五日 鹿児島発。

七月 那覇寄航

九日 朝遭難、機雷命中、本船沈没、救助をうけ同日午後基隆入港。

幸い一行三名微傷だに負わず、但し携行品一切喪失、十四日まで禁足を受く。

十一日 陸軍省宛事情具陳、指示を仰ぐも返なく、今は帰還の上再擧をはかることに決意。

十四日 禁足解除、聯合会長宛私電を打つ。台北へ赴き、軍司令部航空班に帰国飛行機交渉するも埒あかず、止むなく大阪商船へ船室予約す。一週間余りの暇に台灣視察を試むべく、とりあえず台北郊外北投温

泉に静養。

十六日 台中に赴き專賣支局工場長鈴木一夫技師を訪問、遇々種麪、酵母、孔麦等の分譲を得たれば、現地へ急行と方針変更。

十七日 陸軍省及び貴聯合会会長宛飛行機手配方電請。

十八日 鈴木氏の知己坂本少佐を介し、大日本航空会社に対し、盤谷行空便を交渉中。然しながら相当困難の見込み、その際は一応帰国す。右様の次第にて灼熱の船艙生活十五日、しかもその拳銃が生死の竿頭を彷徨したるわけに候も、一同意氣軒昂、種々制約され候条件下に最善を尽しあり候。

結局、台湾からの直行は困難のため、一端帰国上の上、改めて空路をとり、目的地のバンコックに着いたのは一八年も暮に近かつた。

思えば、最初に長野を立つてから凡そ半年もかかっているのであり、労苦のほどが偲ばれる。さて、現地に着いて現実の姿を見ると、当面、まだ企業としての醸造が営めるような実情ではなかつたため、取りあえずは派遣軍貨物廠の自営工場という形で出発し、現地人を使って試醸酒五〇石ほどを造りあげてみたのであつたが、原料米が豊富なこと、酒精添加法を用いれば相当な優秀酒ができることが、邦人や軍将兵がひたすらに酒を望んでいることなどから、月産三〇〇石ぐらいの工場建設を目論見、郷里から杜氏以下三役を呼ぶ計画を立てた。

県酒聯では、その報をうけるや早速、タイ国派遣の杜氏募集にかかつたが、命をかけての渡航をおそれて容易に志願者を得られず、一九年五月に至つて、漸く杜氏山田平十、働き藤原敏雄、中村忠一をいすれも小谷から求めることができ、勇躍出発した。そして、彼らが現地に到着し、先遣隊に力を添えて大いに活動を始めたのであるが、一年後の八月一五日には、空しく敗戦に終つてしまい、全員身がらだけを以て故山に帰らなければならぬのであつた。一同が無事帰還し、八幡神社の神前に報告祭を行つたのは二一年八月五日であつた。

大東亜醸造組合のバンコック進出が漸く緒についた一九年六月頃、宮坂泰明らは更に進んで、スマトラ島パレンバンでの酒造りを目論んでいたが、勿論、この岡南の雄図も地に落ちてしまつた。

県外好適米、遂に全く来らず

昭和一五年の生産統制で、酒米の配給が一挙に半減をいい渡され、「業界正に呆然自失、全く為すところを知らず」といつても、その時は、まだ本県へ五万七千余石の原料米が來ていたのである。それが、太平洋戦争突入でいやが上にも減退を辿り、二〇年には一万八千石に落ちこんでしまつた。これでは、酒が出来ない筈である。

原料米配給表（長野県酒造組合調べ、単位石以下略）

	昭和15	16	17	18	19	20	21
組合名	10,522	8,522	6,591	4,164	4,221	3,281	3,274
佐久	4,623	3,610	2,792	1,805	1,829	1,422	1,419
田信	6,100	5,064	3,928	2,532	2,567	1,995	1,990
水安	5,022	4,056	3,126	2,532	2,055	1,598	1,594
北高	3,005	2,432	1,881	1,155	1,171	910	908
木誠	7,766	6,319	4,887	3,159	3,202	2,489	2,484
曾訪	998	807	624	639	647	503	502
伊那	8,048	6,394	4,942	3,118	3,161	2,456	2,451
飯田	4,324	3,502	2,706	1,479	1,773	1,378	1,375
計	57,762	46,056	35,604	23,016	23,332	18,137	18,096

昭和十五年二月二十九日

米穀配給統制要項

スルコト

第一 長野県内ニ於テ生産シタル米穀販売組合又ハ農業倉庫ニ之ヲ集荷
第二 県ハ第一ノ目的ヲ達スル為毎月經濟部出張所ヲ通ジ各市町村ニ米穀ノ出荷数量ノ割当ヲ為スコト
第三 第二ノ出荷ニ応ゼザル生産者ニ就テハ其ノ米穀ノ処理ニ関シ經濟部出張所農產物検査所警察署及農会等相協力シテ督励ヲ行フコト
第四 第一ニ依リ集荷セラレタル米穀ハ長野県購買販売組合聯合会ニ全量出荷ヲ行フコト
第五 長野県購買販売組合聯合会ハ県ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ第四ノ米穀ノ処理ニ付毎月

前項ノ米穀ノ検査ハ集合検査トシ検査ヲ了シタル米穀ハ之ヲ第一ノ機

第六 県ハ長野県購買販売組合聯合会ニ対シ第四ノ米穀ノ処理ニ付毎月

ここで、太平洋戦突入前後からの酒米事情の足どりを見ておこう。一四年四月には米穀配給統制法が布かれ、翌年三月には米穀応急措置法が発せられて、完全に国家管理の下に組込み、あたかも専売制の形を呈するに至った。卸、小売、実物取引、产地仲買人はすべて免許制となり、米穀取引所は廃止され、米穀関係業者に対して、配給統制上必要な命令権を政府が掌握したのである。

昭和一五年二月、長野県では、次のような米穀配給統制要項を制定した。凡そ県内に生産された米穀は悉く県購販聯、即ち村の産業組合に出荷されなければならず、その売渡しは県の命ずる配給量指示にしたがうのであり、知事の許可無くしては県外に移出することも禁じられた。県民の食糧不安を警戒して、各府県とも鎖国政策をとり始めたのである。地主酒屋も、もはや自分の自小作米を自分で勝手に使うことが許されなくなつた。

長野県が、この供出、配給、鎖国令を発した二ヶ月のちには、既に六大都市において、一人当たり一日何合という、隣組を通じての割当て配給制が始まり、一月頃には全国的な米穀切符配給制度が実施された。

閣ニ出荷セシムルコト

長野県知事 富田 健治

第一 長野県内ニ於テ生産シタル米穀販売組合又ハ農業倉庫ニ之ヲ集荷
第二 県ハ第一ノ目的ヲ達スル為毎月經濟部出張所ヲ通ジ各市町村ニ米穀ノ出荷数量ノ割当ヲ為スコト
第三 第二ノ出荷ニ応ゼザル生産者ニ就テハ其ノ米穀ノ処理ニ関シ經濟部出張所農產物検査所警察署及農会等相協力シテ督励ヲ行フコト
第四 第一ニ依リ集荷セラレタル米穀ハ長野県購買販売組合聯合会ニ全量出荷ヲ行フコト
第五 長野県購買販売組合聯合会ハ県ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ第四ノ米穀ノ処理ニ付毎月

都市別配給数量ヲ定メ之ガ配給ヲ命ズルコト

第七 第六ノ都市別消費米穀ハ長野県米穀商業組合聯合会及産業組合ニ配給スルコト

長野県米穀商業組合聯合会ハ各都市米穀小売商業組合ヲ通ジ米穀小売商ニ配給スルコト

産業組合ハ米穀小売商業組合又ハ消費者ニ配給スルコト

第八 県ハ第七ノ配分数量ニ付テハ過去ノ実績ヲ基準トシ需給状態ヲ参酌シテ之ヲ決定スルコト

第九 米穀ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外県外移出ヲ為スコトヲ得ザルコト

第十 県外ヨリノ移入米穀ハ長野県米穀卸商業組合及長野県購買販売組合聯合会ニ於テコレヲ扱ウ

第十一 第十ノ移入米穀ハ県ノ承認ヲ經テ卸商及ビ組合ニ配給スルコト

第十二 県ハ食糧対策上必要アリト認ムル場合ハ第七ノ方法ニ準ジ精麥ノ配給統制ヲ為スコト

第十三 本要項実施上ノ円滑ヲ期スル為県関係官産業組合関係者商業組合関係者及農会関係者等ヲ以テ県經濟調査会時局対策部ニ米穀配給統制協議会ヲ設クルコト

協議会ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト

勿論、酒米には特例が認められた。酒造組合中央会が割当てる原料米の確保について、県内産米を使うものには知事が「酒米」の証印を付すことによつて流通し得たし、県外の好適米を必要とする本県のような場合には、中央会が全販聯と中央的な連絡において、確保の措置を講じた。しかし、各府県ともに米穀事情が年を追つて逼迫し、鎖国政策がきびしくなつて、米無し県の役人たちが闇米の買いつけに出張しなければならないような状態になつてくると、手をこまねいていても、割当て原料米だけは廻わされてくるというような、安易なことでは済まされなくなり、新潟、岡山、広島県まで米を買いにでかけた。

△長野県酒造組合主事佐藤誠氏談▽ 酒米が配統制になつたばかりの一五、六年頃は、ともかくも配給量だけは県内米も、県外から

の好適米もそう困るということはなく入ってきたが、そのうちに段々来るには来るけれども、手当てが遅れてしまうというようなところから、窮屈になり始めた。新潟からは蒲原辺の陸羽一三二号、村上辺の北陸一三号などが入り、岡山からは美作米、広島兵庫方面からは山田錦などが多く入ってきた。岡山の脇坂氏が県酒聯の嘱託となつて、よく心配してくれたが、県醸造試験場の三井、木瀬技師、県連の亀井さんたちが酒のみやげを持っては絶えず出かけて、米集めに苦労をした。

県外産酒米移入の推移

	昭和2年	7年	18年
内	26,967	24,655	6,734
内 潟	19,604	30,069	0
潟	7,726	4,821	11,531
潟	1,526	2,260	0
潟	4,896	1,917	0
潟	0	0	4,750
潟	565	539	0
潟	0	437	0
潟	912	402	0
潟	26,348	10,375	0
潟	307	402	0
潟	88,904	76,074	23,015
計			
県 新 兵 広 岡 大 三 愛 秋 朝 その 計			

しかし、上表を見てもわかるように、一八年には兵庫と大阪を除いては、もはや新潟からさえも入ってこなくなってしまい、最後まで頼みにしていた大阪、兵庫もまた一九年には全然あとを絶った。思えば明治後期以来、県外産の好適米移入に努め、それに頼つて信州清酒のひたすらな改良に心血を傾けてきた県内酒造家たちの命脈が、ここに至つて、全く絶たれてしまったのである。太平洋戦争も断末魔に近づいた一九年には、遂に、県酒聯から各単組にむかって、もはや県外産好適米望み無しの連絡をとらなければならなかつた。

昭和十九年十月三十日

長野県酒造組合聯合会会長

存ぜられ候間、左記事項至急御調査回報相成り度く此段及照会候也。

各酒造組合理事長殿

記

昭和十九酒造年度原料米に関する件

標記原料米について未だ中央会より何ら決定通知これなく候えども、

本年度は従来と異り大体本県産米を使用することと相成る模様にこれあ

り候。就てはこれが操作を容易ならしむるため、輸送関係を充分考慮

し、地域的に酒造適品種を選定、前以て本県に申請いたしおくを得策と

四、その他参考となる事項

かくて、本県においては、上伊那地方の「縞八八」がおおかたの好適米として希望され、細々と県内産米だけで命脈を保つこととなり、終戦後の二四年までこの状態が続くのであった。そして、この戦争中の「他に頼ることにがい経験」が、やがて、天下に劣らぬ好適米「高嶺錦」開発への努力に結実していくのであった。

悲喜交々どたん場の企業整備

昭和一六年五月、政府は、國家総動員法に基づく「企業許可令」を制定し、ついで翌年五月には「企業整備令」を公布して、國家権力に依る産業経済再編成のための二本の柱を打立てた。支那事変勃発以来、中小企業を整備して、最前線へ、或は大陸開拓へ、国民労務の臨戦的再配置を進めてきたが、太平洋戦争不可避の戦局になつてくると、もはや、そんな末端だけの機構いびりでは間に合わなくなってきた。軍部独裁に依る全体主義国家をつくりあげるために、自由主義的な経済体制の根幹にメスを入れ、すべての企業の再編成を急がなければならなくなつたのである。

その整備工作が、酒造の場合には他の多くの業界よりも遅れていた。國家財政に直接的な影響を及ぼす酒税の関係があつたからでもあり、業界の特殊性が、敢て整備の大ナタをふるわなくとも、由来、國家権力に依る統制を強く及ぼし得る業態だったからでもある。しかし急速に、その状態は許されなくなつてきた。大砲を造る鉄がなくなつてしまつて、吊鐘から家庭の火鉢まで供出させ、軍需工場の建築材が底をついて、街路樹や寺社の境内木まで伐り出すようになると、米がなくて遊んでいる酒蔵の存在が目立ち、そこにある金属資材の回収が考えられてきたからである。勿論、酒蔵だけが狙われたのではなく、あらゆる部面での平和産業工場が対象となつた。

一八年の夏、各種工場の整備方針を打出した政府が、酒造整備についても次のような在り方を指示した。各府県における酒蔵の分布や能力を検討の上「操業工場」「保有工場」「転用工場」「廃止工場」に四区分し、業態の再編成を断行しようとしたのである。もつと具体的にいえば、昭和一五年七月現在、全国清酒製造場数六、九七一、その基本石数四、四〇四、〇一三石。焼酎工場三、一〇三、その基本石数六六三、八八七石であったものに対して、操業工場を五〇%に減じ、業界の興亡変動に備えるための補欠的な意味合いから保有工場に一〇%を残し、他の四〇%を転廃業せしめるという再編成方針であった。

清酒業整備ニ関スル酒造権ノ取扱要領

一 清酒製造業企業整備ノ実施ニ際シ、操業製造場ノ合理的存置及適正ナル同業者共助ノ実行ニ資スル為左ニ依リ旧基本石数ノ譲渡ヲ為サシムルコト

(一) 所謂単独経営ノ場合ニ於テハ、操業製造場ノ業主ヲシテ整備後容認セラルベキ当該製造場ノ操業能力石数（新基本石数）ニ相当スル石数迄ノ旧基本石数ヲ他ノ転廃業製造場ノ業主ヨリ終局的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト。此ノ場合ニ於テ譲受石数ノ限度ヲ決定スルニ当リテハ操業製造場主ノ残存操業能力石数ガ同人ノ旧基本石数ニ達セザル場合ノ差石数及操業製造場主ノ当該地域ニ於ケル保有製造場ノ操業能力負担石数アルトキハ各之ヲ控除スルコト。

保有製造場ノ業主ガ単独経営ノ業主ト異ル場合ニ於テハ、右分担石数ニ相当スル旧基本石数ハ当該保有期間中ニ限り、新操業製造場主ヲシテ保有製造場主ヨリ一時的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト

(註) 府県間ニ亘リテ移動スル旧基本石数ニ付テハ個別的処理ヲ困難トルヲ以テ酒造組合联合会及同中央会ニ於テ之ヲ合同処理スル等ノ措置ヲ講スルコト。

(二) 会社組織ニ依ル合同経営ノ場合ニ於テハ、会社ヲシテ其ノ合同経営ニ参加スル旧製造場主ノ旧基本石数ヲ終局的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト。但シ当該整備区域ニ於ケル操業製造場ノ整備割合が五〇%ヨリ増減アルトキハ左ニ依ルコト。

(1) 同整備割合ガ五〇%ヲ下ルトキハ、当該差減割合ヲ旧基本石数ニ乗ジテ算出シタル石数ニ付テハ同整備割合ガ五十%ヲ超ユル地域ノ業主ニ之ヲ譲渡セシムルコト。

(2) 同整備割合ガ五〇%ヲ超ユルトキハ、右ニ做ヒ計算シタル差増割

合ニ相当スル石数ニ付テハ整備割合ガ五〇%ヲ下ル地域ノ業主ヨリ之ヲ譲受ケシムルコト。

保有製造場ヲ包含スル会社ト然ラザル会社トノ間ニ於テ利益調整ヲ図ルノ必要アルトキハ、一ノ(1)ノ第一一項ニ準ジ適宜措置スルコト

(二) 終局的譲渡ノ場合ニ於ケル補償金ノ額ハ単独経営ノ場合タルト合同経営ノ場合タルトニ拘ラズ原則トシテ之ヲ同額トスルコトトシ、大体左ノ如ク定ムルコト（已ムヲ得ザル事情アルトキハ必要ニ応ジ会社合同経営ニ参加シタル操業製造場ノ旧業主ニ対スル支払額ヲ若干減少スル等ノ措置ヲ考慮スルコト）。

(1) 一般ノ分 旧基本石当 六〇円以内
(2) 甲号增加分 二〇石增加配分石数一石当 同
(3) 乙号增加分 組合長手持配分石数一石当 同

(二) 補償金ハ単独経営ノ場合ニ在リテハ、当事者間ニ於テ、合同経営ノ場合ニ在リテハ承継会社及被統合者（又ハ他ノ譲渡者）間ニ於テ之ヲ決済スベキ筈ナルモ右ニ依ル個別的決済ヲ簡易単純化セシムル為成ルベク酒造組合ヲシテ共同決済等ノ措置ヲ講セシムルコト。但シ当該府県分ヲ取纏メ酒造組合联合会（県酒造組合ヲ含ム）ニ於テ共同決済ヲ為シ又ハ府県間ニ互リテ決済ヲ要スルモノニ付、酒造組合中央会ニ於テ共同決済ヲ為ス等ノ措置ヲ講ズルヲ妨ゲザルコト。

(例) 要支払者ハ先ス酒造組合、同联合会又ハ中央会ニ対シ決済資金ヲ提供スルコトトシ酒造組合、同联合会又ハ中央会ハ当該資金ヲ合同シ受取人ニ対シ一括シテ特殊決済ヲ行フコト。

(三) 終局的譲渡ノ場合ニ於ケル補償金ノ支払方法ハ左ニ依ルコト。

(イ) 単独経営者ニ旧基本石数ヲ譲渡シテ転廃業スル者及ビ会社合同経営ニ参加スルモ旧製造場ヲ転用又ハ廃止スル者ニ対シテハ、単独経営者ハ全額ヲ一時ニ支払ヒ、合同経営ノ新設会社ハ設立直後旧基本石数一石ニ付二〇円程度ヲ払込株金中ヨリ支払ヒ、其ノ余ノ部分ヲ借入金等ヲ以テ支払フモノトスルコト（一時払）。

(ロ) 会社合同経営ニ参加シタル操業製造場ノ業主ニ対シテハ、会社設立直後会社新基本石数ニ付一石当三〇円ヲ以テ計算シタル金額ヨリ(イ)ニ依リ会社合同経営ニ参加シタル転廃製造場主ニ支払ヒタル金額ヲ控除シタル残額ヲ払込株金中ヨリ支払ハシメ、其ノ余ノ部分ニ付テハ会社未払金トシテ整理シ置キ会社ノ資産状況ニ応ジ遂次償還スル等ノ措置ヲ講ズルコト（一部一時払、一部分割払）。

(ハ) 保有製造場ノ整備前ノ業主ニ対シテハ(イ)ニ依ルコトスルモ、会社合同経営ニ参加シタル者ニ対シテハ、場合ニ依リテハ若干ノ分割払ヲ認ムルモ妨ゲナキコト。

(イ) 保有工場ハ物資ノ需給関係ノ異動ニソナエ、将来操業工場補充ノ必要ヲ考慮シタルモノニツキ、休造中ハ業者団体ガコレヲ維持シ休造中ノ經理ニツキ必要ガ生ジタ場合ハ同業者ノ共助方法ヲトルコト。

(ウ) 旧基本石数ノ譲渡ニ伴ヒ酒造米割当基準石数モ当然之ニ随伴シテ移転スルモノトシテ取扱フコト。

四 補償金ノ支払ニ関スル参考事項ハ大体左ノ如クナルコト

- (一) 新設会社ニ依ル合同経営ノ場合ニ於テハ、一二ノ(二)ニ依リ、払込株金中ヨリ支払ヲ為シタル補償金ニ相当スル金額ニシテ借入金等ニ依リタルモノハ補償金支払ニ付テハ特殊決済ノ免除ヲ申請セシムルヤウ考慮スルコト。
- (二) 国民更生金庫ニ於テ転廃業者ノ資産処分引受ヲ為スニ当リ、各個ノ

資産ノ個別的評価額ニ対シ加算スペキ營業権的価格ハ最近三年間ノ營業収益平均二年分ヲ限度トシ、而モ同業者共助金ノ支払額ハ之ヲ斟酌スルコトト為リ居レルヲ以テ、直前三ヶ年ノ平均營業収益年額二年分六〇円程度ノ酒造権価値ヲ評定スル、清酒製造業整備ニ当リテハ國民更生金庫ニ対シ各個ノ資産ノ時価ニ依ル引受ヲ求メ得ルハ勿論ナルモ、其ノ外營業権的価格ノ交付ヲ受クルコトハ之ヲ期待シ難キ実情ニ在ルコト。

尤モ右直前三ヶ年ノ平均營業収益年額二年分六〇円ハ標準金額ナルヲ以テ、個々ノ転廃業者ニ就キ具体的ニ純益ノ計算ヲ行フトキハ国民更生金庫ヨリ營業権的価格ノ支払ヲ受ケ得ル者モアリ得ベク、又共助金支払額ノ斟酌ノ程度及範囲ニ付テハ目下検討中ナルヲ以テ、場合ニ拠リテハ幾分ノ營業権的価格ノ支払アルモノモアリ得ベキコトヲ予想セラルルコト。

五 整備後ノ企業形体等ニ関スル事項

(一) 整備後ニ於ケル操業製造場ノ經營ニ付テハ從来ノ業主ヲシテ之ニ当ラシム（単独経営）ルノ外、企業合同ノ希望アルモノニ対シテハ適当数ノ操業製造場（保有製造場ヲ含ム）ニ付会社組織ニ依ル合同經營ヲ為スコトヲ認ムルコト。

(二) 転廃業者ガ廃止製造場ノ建物竝ニ転廃製造場ノ設備ヲ合同經營ニ引繼グコトハ原則トシテ之ヲ認メザルコト。但シ當該出資ノ割当等ニ付テハ適當ナル調整ヲ行フコト。

- (三) 転廃業者ガ委託經營ノ形式ニ依リ利潤配当ニ参加スルコトハ原則トシテ之ヲ認メザルコト。
- (四) 保有製造場ハ単独經營ノ場合ニ於テハ、從前ノ業主又ハ操業製造場ノ業主ヲシテ之ヲ保有セシメ、合同經營ノ場合ニ於テハ合同經營体ヲシテ之ヲ保有セシムルコト。

かくて、一八年一〇月一八日、名古屋財務局長の名を以て、長野県における整備区分は、木曾組合において六〇・七〇%を残存せしむるのほかは、各組合とも、すべて四〇・五〇%の操業に止め、一〇%を保有工場として残し、他は転廃業せしめることを指令してきた。同時に、整備の要点として①残存者は抜取りに依る個人経営か、然らざれば一税務署単位の会社経営とすること②操業、保有、転廃の如何は必ずしも製造石数の多寡や工場設備の大小だけにこだわらず、原材料入手の便否、労務雇用の関係、残存設備転用の適否を斟酌して行わるべきこと③操業工場は樽詰、壇詰等に支障なき付属設備を有して、品質級別又は品質統一の計画生産に適し、更に立地条件に依る生産分布の調整に適合するものでなければならぬこと、これらの諸条件が指示された。

さて、誰のが一体操業工場として残されるのか、誰のが保有にまわされるのか、誰のが父祖伝来の家業を離れ、長い伝統を以て地域社会に築きあげてきた「懐しい銘柄」を消し去つて行かなければならないのか、これは重大な問題であった。中には、生産統制以来、原料の空っぽな蔵に立つて前途の暗澹を見越し、転廃業の止むなきを思つていた業者もあつたが、いよいよ整備の新聞報道が伝えられたとき、長く業界の指導者として歩いてきた自分が、この際は涙を呞んで、先ず自ら国策に沿うための整理対象を引受けなければなるまいと、悲運の覚悟をきめていた組合幹部もあつた。その間の気持をよく推察し得ていた大蔵省も、流石に、冷酷な態度ばかりでは臨めなかつた。

〈主税局長松隈秀雄の各財務局長への通達〉 清酒製造業者は父祖伝来数百年の家業に従事する者もあり、また地方的の名望家、資産家等大多数なる状況に顧み、整備実施の完成までには容易ならざる苦心を要するであろう。指導的立場に立つものは厳正公平にして、いやしくも非難怨嗟を招くようなことがあつてはならない。如何に国家の要請とはいひながら、父祖伝来の家業を転廃するの止むなきに至れる被整理者の心情に思いをいたし、単に共助金の支払等に依り、その償いを完了せりなどと思うことは許されず、精神的慰安の方法についても慎重を期さなければならぬ。

この歴史的な企業整備を、しかも、一八年暮から翌春早々にかけての僅か二カ月間に遂行しなければならないのだから、業界の慌しさは想像に余るものがあつた。組合の自主において、それを遂行せよといわれて見ても、大物は大物でその勢力を背景に残存のための

政治工作を怠らなかつたし、弱小は弱小で生活権がかかっている。同病相憐む仲間の中で、そう容易に個々の残存や転廃を決し得るものではなかつた。

連綿とうけついできた家業の看板を、よしんばおろさなければならなくなるにしても、父祖伝來の酒造権を残存者に譲り渡さなければならぬ感情の中には、「あんな人に売り渡したくはない」というようなこだわりもあつたし、或は「ああいう人との合同では、とてもやつていく気持になれない」というようなわだかまりもあつた。長い間「私家庭」と「店」との経理区分が出来ないまま、ごつちやにしていることを許されてきた旦那衆にとって、自分の蔵へ、よその主人が入ってきての共同経営といふこともまた、容易ならざることがらであつた。事実、下伊那の一會社設立にあたつては、會社が使う蔵とその蔵主の家庭との間に、まず高い塀をめぐらして、明確に會社と個人を区分するところから出発したほどである。

このような複雑な感情の流れの中で、個々の残存か転廃かの指定を県酒聯の自主にまかされて見ても、しょせんは成し得ないむずかしさがあり、結局、各税務署長の権力の背景において遂行されることになった。そして、二八四工場のうち一〇三工場が操業工場として残され、二八を保有工場とし、一五三業者がのれんをおろしたのである。一九年一月一七日の県酒聯理事会において、次のような各組合の経過報告がなされた。当時の組合幹部たちは、口をそろえて「生涯のうちに、あのとき程嫌やな思いをしたことがない」といつてゐる。

各酒造組合の整備の進め方

△佐久組合△ 小地区毎に七つの会社、個人二として着々進行していくが、種々の事情が生じたため、一月十六日の最終的会合の結果、抜き取り個人経営と決した。

△上田組合△ 初めの会社案に依り計画したるも、その後情勢変化し個人経営と決す。

△北安組合△ 会社案として研究したるも、結局經營困難なること明瞭となりたるを以て、協議の結果個人経営と決す。

△諏訪組合△ 最初から抜取りと決しおれり。

△中信組合△ 一會社案を以て進行中のところ、最も合理的経営をなさんとの意向より、塩尻方面八工場を以て一會社を設立、その他全員を取り入れ個人経営と決した。

△中野組合△ 会社案の計画なりしも、組合員の意見に依り抜取りと決定、なお払戻金は二月中に支払うことを声明す。

△北信組合△ 初め一會社として決議したるも、転廃業者の希望に依り単独経営と決定、組合財産の分配その他については委員を挙げ研究することとす。

悲喜交々どたん場の企業整備

△木曾組合△ 最初より抜取り計画にて進行せり。金銭の受授については未だ行わず。

△上伊組合△ 一會社にて進めたるも廃業者のうちに参加を希望せざるものあり、但し最初より一會社の決議なるを以て直ちには抜取りとす

決し兼ねおる実情なり。残存者は抜取りを希望しおれり。
△飯田組合△ 最初より一會社として進行、一月七日付を以て発企人
代表の名義による仮免許を受けたるを以て、一応全業者は廃業届出をな
せり。

長野県清酒製造業整備一覧表

長野県酒造組合聯合会

備考

- 一、場数欄記載ノ内書場数ハ一部転廃場数ヲ示ス
- 二、岩村田管内基本石数欄内書記載ノ五五〇石ハ木曾管内へ譲渡ノモノ
- 三、諏訪管内基本石数欄内書記載ノ四五〇石ハ木曾管内へ譲渡ノモノ
- 四、木曾管内基本石数欄記載ノ外書ハ岩村田、諏訪両管内ヨリ移譲ヲ受クルモノ

諏訪組合のよう終始一貫、抜取り個人経営を決定しているものもあり、飯田組合のよう初めから一會社を堅持し、既に出発しているものもあったが、おおかたは幾たびかの評定を重ね、苦悶の末の結論であった。伊那組合のようこの時までなお決し兼ねていて、結局抜取り個人にあつたものもあり、中信組合のよう、この最後の最後まで会社案で進んでいたものが、その後のどたん場で抜取り個人経営に結着したところもあり、問題の深刻さを物語つていた。

△**当時の県醸造試験場長三井毅氏談**▽ 企業整備は税務署が主体となり、県が協力する形で進められたが、幾度会議をひらいても容易に結論が出ず、結局、個々業者への指定は各組合長に一任し、税務署長と相談して決めることになった。したがって最終的には、各組合ごとに一同に会し、税務署長立会いの上、組合長から一人々々にいい渡した。この会合には全組合員が酒造業免許取消願をふところにして出席し、転廃業をいい渡された者は、その場で願書をふところから取り出して提出しなければならなかつた。個々の存廃を決める過程では、人情がからんだり、情実がありはしないかと疑われることをおそれて、私なども、所用のため業者を訪れることがあつても、お茶一杯もらわざ、途中で行き合つても立ち話をすることも、当分の間避けていた。

△**当時の中野組合主事水野和市氏談**▽ 整備の前数年間、減石々々が続いて経営の前途が暗くなつていたので、業者の中にもすつかり見切りをついているものがあつて、地方によつては案外問題もなく遂行された。たとえば中野税務署管内の岳北地方では、生産分布の関係から一部は残つてもらわなければならなかつたのだが、操業に指定しても、みんな拒れた例もある。しかし、なんとかして残りたい人があつて、私なども薪や米を持ちこまれ、ことわるのに困つたこともある。

△**中信組合山崎良三氏談**▽ 松本市の料理屋に組合全員が集まり、亀井組合長から操業、保有、転廃のそれぞれをいい渡されるのであつたが、かねて覚悟は決めていたもののいざとなると、廃業は廃業でつらいし、残る人たちもそれへの同情があつて、出された鰻どんぶりに手をつける者もなく、複雑な気持で引上げてしまった。

△上田組合和田晋、宮入正躬氏談▽ 私たちは保有にまわされたが、操業に残つた人々の営業車が町の中を走つてゐるのを見ると、当分の間、まことにつらい気持で、なんともいえない日々を過して いた。

△木曾組合西尾亮三氏談▽ 私は副理事長をやらさせていたが、絶えず長野へ出て行つて打合せてはその話を組合へ持ち帰り、相談をした。国策の行き方はよくわかるので、それを地元へ持ち帰るのだが、こちへ来れば来たでこちらの希望もあり、運動もあって、間に挟まれ、まだ若かつたので何ともつらい思いをした。

△伊那組合木下義佐氏談▽ 私は保有工場になつたが、誰れでもが伝來の家業をやめていかなければならない心痛を推察すると、組合幹部としての自分が残る気持にはなれず、まず自分から国家の要請にこたえなければと覚悟した。ほかにも、こういう人達がいたと思う。

△北信組合塩入治右ヱ門氏談▽ 企業整備によつて転廃業させられた業者の機具設備一切は国民厚生金庫が買上げて、必要方面に転用することになり買上げのための評価委員会ができ、鷺沢善一（北安）百瀬砂（中信）宮坂勝（諏訪）戸田安男（伊那）花田源吾（飯田）横山善一郎（上田）大塚平右ヱ門（佐久）市村郁夫（中野）県技師木瀬与六、それに私（北信）など代表の委員が選ばれ、三井毅試験場長が委員長になつて、三人ずつ組をつくり転廃業者を廻り歩き、買い上げたのであるが、氣の毒な犠牲者の資産を評価しなければならないのだから、なんともつらい思いをした。我々は出来るだけ高くと思っても、評価基準があり、それを相手に漏らしてはいけないことになつて いたため、ぜひ教えるとせがまれてもどうにもならず、結局は国家至上の要請ということで、みんな売渡すよりほかなかつた。

企業整備が完了すると、廃止工場は鉄砲や大砲をつくるための金属類を供出し、遊休用具を他の軍需的工場に廻すため、産業設備當團に売り渡さなければならなかつた。それらの施設を評価し、買ひとるための専門委員が設けられて、全県下の廃止工場を歴訪し、多くの酒桶が味噌工場にまわされたり、葡萄酒工場にふりむけられたりして いた。この郷土における味噌工業や葡萄酒造りが発展していく裏がわで、この時に、まわされていった廃業酒造家の用具が大きく役立つたのだといわれている。

ともあれ、この企業整備によつて、全日本の酒造銘柄が半分以上は姿を消し、中には江戸時代以来の伝統を持つ銘柄も少くなかったが、このとき、京都の松尾神社では、多くの懐しい銘柄が失われていくのを惜しみ、全国から、それを集めて保存したりした。

長野県における整備一覧
(操業、転廃業に工場が重複するのは一部転廃業のためである)

(操業、転廃業に工場が重複するのは一部転廃業のためである)

悲喜交々どたん場の企業整備

七二会	長野	共栄	神郷	長野	稻里	古間	柳原	長野	塩尻	東塩田	西塩田	川辺	丸子	依田	塩川	殿城
山本貞	野沢酒造	共和	中津	飯田	幡	水庫	高橋	藤井	村山	武田	川辺	小林	山三合	田中	田中	神林保男
澤	輝儀	尾	千野	宮尾	和田	中島	今井	伊右衛門	重掛	助正	酒造	貞三	合名	泰蔵	藏	男
貞	作	袈裟	野輝	沢ゆう	酒	酒造	大太郎	大太郎	正一	一	一	一	一	一	一	一
司	造	理	雄輝	作	昭	店	助作	伊右衛門	重徳	酒造	造	徳	名	泰蔵	藏	男

一〇六	九三五	一〇六	三一六	五三	三〇〇	三〇〇	三〇〇	八八七	四〇一	九一三	七八八	四〇一	一、五二	七〇九	一三六	一〇三	一六五	二〇九	二八七	一一九
-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

中野	小布施	須坂	須坂	綿内	操作工場	更級	稻里	信里	柏原	鳥居	吉田	稻里	水内	安茂里	中郷	長野	柳原	信田	坂本	柳原
小古井	市川宗造	遠藤尚	市川德三郎	原田宇	中野酒造組合	中級	稻里	信里	柏原	鳥居	吉田	稻里	水内	安茂里	中郷	長野	柳原	信田	坂本	柳原
川	尚	藤尚	平	良治		中級	稻里	信里	柏原	鳥居	吉田	稻里	水内	安茂里	中郷	長野	柳原	信田	坂本	柳原
宗	造	遠	市	原		中級	稻里	信里	柏原	鳥居	吉田	稻里	水内	安茂里	中郷	長野	柳原	信田	坂本	柳原
造	造	藤	市	田		中級	稻里	信里	柏原	鳥居	吉田	稻里	水内	安茂里	中郷	長野	柳原	信田	坂本	柳原

三〇七	三四七	一五二	三四八	二五六		二二〇	六二三	一〇五	一二三	三六九	七六四	一四二	一、四〇九	五九三	一四三	二二三	一二〇	二六二	二〇三	二六二
-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

上木島	平岡	平穩	小布施	仁礼	須坂	川田	日野	小布施	須坂	太田	飯山	平野	中野	豊洲	小布施	飯山	豊井	夜間瀬	平穏	
森富之助	山田理兵衛	山田藤弥	山本曾我	駒津	小林	小林	小林	富田	高沢	小林	田中	山田	中野	三木	市村	松山	小林	佐藤喜惣治	上古寿	
			曾我	駒津	小林	小林	小林	耕造	恭二	三治郎	合名	庄左衛門	康太郎	吉治	新兵衛	茂一郎	茂一郎	喜惣治	上古寿	
					常二郎	常二郎		啓介												

一五二	九一五	一〇五	一六六	一〇六	一九四	一五九	二〇四	二〇四	二〇七	三三三	二六七	二六七	二七〇	二七〇	三三九	三三九	一〇六	九五五	五八〇	三六六	三四二
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大町	市野屋商店
池田	小谷醸造
北小谷	山崎澄重
七貴	滝沢酒造
池田	平林萬次郎
松川	松川酒造
中土	鷺沢善一
操業工場	中信酒造組合
松本	池上富三郎
里山辺	小岩井潤一
坂北	山崎良三
中川手	明科酒造
島内	奥沢俊次郎
島立	井源一郎
新村	中村健吉
塩尻	亀井旭彦
高家	良清
倭	健吉
広山形	一郎
渡辺	恒夫
永原	三重治
英男	幾太郎

四一〇 二〇五 五八〇 一四〇 三〇九 五五七 一〇一
四〇〇 六五〇 三八一 四六六 八〇五 六五〇 四五三
五八四 三六一 八五四 七〇六 四九三 四〇〇 四〇〇

笠	島	島	島	島	里山辺	有明	梓	片	塩尻	今井	波田	島立	麻績	中川手	上川手	松本	洗馬	坂北	松本	松本	温
賀	立	立	立	内				立								廢止工場					保有工場
飯	武	居	吉	江	井	岩	矢	三	坂	武	百瀬	麻田	田中	白井	竹内	高橋	熊谷	青柳	山岸	節三	務台貞夫
村	居	由	太郎	豊喜	酒造	酒造	口	枝	野	居	江太郎	連藏	正文	円一	善次郎	市郎次	兄也	高富三郎	高三郎	富三郎	
一郎				七次											砂						

六〇〇 四七八 三一八 五九九 一五三 二一〇 三四七 三〇七 三四六 二六九 四六一 二六九

悲喜交々どたん場の企業整備

上諏訪	玉川	下諏訪	岡谷	上諏訪	田立	操業工場	諏訪酒造組合	保有工場	操作工場	木曽酒造組合	操業工場	塩尻	松本	鳥川	梓	洗馬	塩尻	梓	洗馬		
宮坂醸造	上田晴一	高橋友釀	高橋己喜之助	四郎一藏	田哲治							丸山紋一郎	奥沢商會	望月正博	青木通子	熊谷美直	味沢磯一	馬頭一	洗馬		
一〇五九	六四七	五四三	四六七	一、三七四	三五六							七五一	三六六	二三四	三三六	三〇九	二七〇	二二七	一、三五八		
赤穂長生社	伊那宮島酒店	中箕輪南向	高遠米澤義央	伊那漆戸博二	小野庄司	操業工場	伊那酒造組合					上諏訪	泉野	下諏訪	上諏訪	岡谷	永明	岡谷	林	七六	
七六六	三二一	六九七	四四三	七一三	六八八	五九一						永明	永明	上諏訪	土橋四郎一藏	小松園治	宮坂光次郎	岡谷	宮坂	光次郎	二、八八二
飯田酒造組合	片桐森本大八	南向春日美理	赤穂春林英明	中沢竹松梅龜	富県安英	東春近伊那	伊那里					上諏訪	泉野	下諏訪	上諏訪	岡谷	永明	岡谷	林	七六	
二六八	二二一	二五三	二六四	二五五	二五	一〇九	一五三	五五九	三六九	二二一	七五一	九七四	九六三	二六四	七六九	八四七	七五四	八七七	一、三五八		

下伊那酒造株式会社 できる

本県下の企業整備がすべて抜取り個人經營に落ちついたのに対し、たゞ一つ、飯田酒造組合だけが全郡一公社のもとに合同した。伊那谷ではこれより先、味噌業界の企業整備に当り、上伊那が県下唯一の例として一郡一社を創立していたが、こんどは下伊那が県下に例がないだけではなく、全国にも例の少いは酒造会社にまとまって、業界の注目を浴びたのであった。

この業者たちは、大蔵省のきびしい企業整備方針が打出される以前、一八年四月、既に「組合単一会社の統合に向うべき」と、当

面は参加し得ざるもののが生じても、将来は大合同の理想をかかげて、取急ぎそのための工作に入るべきこと」を決議していたのであるが、しかし、具体化はなかなか進展しなかつた。

この組合の酒造分布が、飯田市部五軒で集中的には半量を占め、他の半量を郡部三〇有余の群小業者で生産するという事情におかれていったため、合同することになると、市側の酒造家は既得の造石権とそれに伴う営業利益が俄かにブールされて、いやに淋しくなることを感じ、それに対しても、とかく伸び悩みの郡部酒造家は、合同機運を歓迎するという相反の業態であったことから、いつたん決議はされながらも、両者の歩み寄りが壁に突きあたり、進展を見ないでいたのである（山田滋朗氏記）。そこへ、太蔵省の整備方針が打出され、飯田税務署長森清一が、強力に一會社説を推し進めたため、市部の大手業者も大局的に前途を見透して、一本建ての実現にむかつたのであった。

昭和一九年七月二七日には下伊那酒造株式会社が創立され、組合の投票によって酒銘を「喜久水」に統一、その年度から直ちに事業を開始した。資本金一二〇万円、一株払込五〇円で総数二四、〇〇〇株、郡市に造石権を持つもの三七軒の全員が参加した。それぞれの業者が自己の所有する造石権をすべて会社に提供し、実際には飯田市内の中央蔵、愛宕蔵、新町蔵、松尾の八幡蔵、山吹の山吹蔵、会地の駒場蔵だけを稼働して、それに多少の予備蔵を設けるという仕組みであり、稼働蔵の持主たちは製造関係の建物器具を現物出資し、敷地は会社に賃貸の形をとつた。

会社設立発起人には宮島唯七、野原文四郎、加藤平八、田口政次郎、上柳喜右衛門らが選ばれ、初代社長に宮島が就任し、本社を上柳の蔵において発足した。爾後の社長は関川寛治、加藤義雄、浜島潮三らが歴任したが、本社では庶務、経理、販売の事務を総括的に処理し、年々の各蔵の醸造計画もそこで樹ててそれに指示を発した。各蔵には工場長、副工場長、杜氏以下の従業員が配置されたが、工場長と副工場長には、従来の当該稼働蔵と関係のない人を選んだ。蔵に統いて存在する「家」と「会社」との区分を画然とし、会社運営と私的の混同を防がなければならなかつたからである。家と工場の間には屏を建てめぐらすこともあるほどの慎重を期した。

全国的な注目を浴びながら、爾来、こんにちまで勿論坦々の道ばかりではなかつた。たとえば終戦直後統制が解かれて、酒造業界に被整備者の復活運動が始まつたとき、この会社のメンバーの中にも分離独立を考えるものがなかつたわけではない。二二年の飯田大火で、市内殆んどの酒蔵が焼かれ、財産税や農地解放で、地主の力が根もとからゆさぶられることができたら、下伊那酒造（のち喜久水

酒造と改称）も、或は命脈を絶つていたかも知れないといわれている。

それが今日まで、ともかく成功をうたわれながら歩いて来、一〇〇名の従業員を擁し、関東甲信越地方最大のメーカーとなるまでに築きあげられたのは、かかって業界結束の成果である。今は、新局面開発のため、ガス入りの清酒「パンチメート」にも手を染めたが、常務取締役野原三郎が「規模は確かに大きくなつたけれども、なお知名度が低いため主産地との対抗がむずかしく、会社の小売がとざされているため、販売面での苦労も大きく、前進は必ずしも楽観されない」と語っていた。

酒の疎開と空襲下の蔵人たち

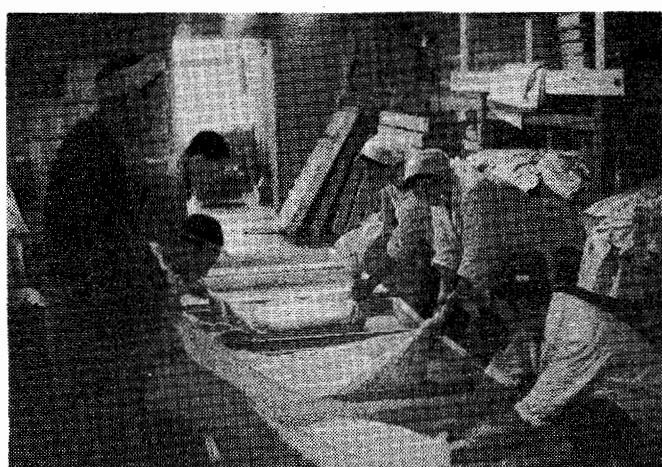
学徒動員、女子挺身隊出動、アメリカ兵サイパン上陸というような情報が相次ぐ中で、一九年には米機の本土爆撃が始まつた。軍部が本土決戦の覚悟を宣伝し始め、四、五〇歳の年輩者まで小学校庭に狩り出されて竹槍訓練をうけ、家庭婦人が防空帽をかぶつてバケツの消火訓練を教えこまれ、松代の裏山に穴倉大本營を構築する頃になると、酒蔵の防空対策も考えなければならなくなつた。

その頃の酒造には、もはや全く男の手がなくなつてしまつたため、近所の婦人たちを頼んで、酒造りをやつているところもあつた。（塩入治右衛門氏談）。戦争の末期には、もう「女人禁制の酒蔵」などとはいつておれないであつた。万一の場合、そのような蔵働きの人々をどうして守るか、県もぬかりのない対策を急がなければならないのである。

昭和二十年一月

長野県醸造試験場

（前略）敵機の来襲頻々たる真只中に迎えた本酒造期は自ら既往のそれとは異り、多事多難なるは勿論にして、これが従業員の心意気も前線勇



女人禁制の酒蔵にも婦人が入って…

酒の疎開と空襲下の蔵人たち

新体制的蔵内操作標準案

時刻	一般従業員	麴 師	配 師	醪 師	
5時	総 起				
6	朝 飯	出 麴			
7	瓶取り	盛 麴			
8					槽 掛
9					水 麴 } 添 仲 留
10	昼 米	食 洗			
11					配 立 暖気操作
12					
13					粕ハナシ
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

切返仕舞仕事

ざるところである。然し若しそれ度重なる警報発令に心身ともにかき乱され、生産能力を減退し、不良品を招くが如きことあらば銃後食糧部門の生産増強を担当する吾々として、その罪万死に値するものと思考せらる。寝む時には寝み、どこまでも冷静に事を処し、燃料に動力に労力に、食糧等国家の要請には飽くまでも呼応し、断じて違背せざらんことを固く誓つて、本酒造年度を全うすべきである。今造るこの酒はやがて戦勝の祝酒となるやも図りがたく、各自あらゆる苦難を克服し、質において量において従来に勝るとも劣らざる皇國日本酒の醸造に渾身的努力を傾注せられんことを切望して止まぬ。

一、不用の電燈は必ず消す事。

二、蔵内の燈火管制は嚴重にし、空襲時もしくは火災発生時における各自の分担を予め定めおき、非常時にあわてざるよう訓練しあく事。

三、夜食の弊を改め、食物に対する不平をもらさざる事。

四、分析残渣の利用を実行する事。

五、各種比重計、温度計は予め正確なるものと照合して補正しおく事。

士に劣らざる特攻精神をふりかざして、日夜敢闘しつつあることは疑わ

この県通達が出されている頃、長野市などでは、既に、空襲の際の中核市街を守るために防火線を構成すべく、そのあたりの建物疎開をおこなつていた。市内の味噌醸造家に対しても、蔵から味噌を運び出し、近隣の小学校庭に穴を掘つて埋めることや、或は業者自体の屋敷内に埋めるとかの措置を講ずるよう指令が出され、酒についても、空爆をうけ易い都市部の製品は早目に買上げ、田舎の蔵にかくまうよとの指示が発せられた。一〇年五月九日のことである。

長野県酒販株式会社取締役社長 井出今朝平

拝啓 さきに酒造組合理事長會議において清酒、合成酒を疎開の意味

を以て危険地域にある生産者より早出しをなし、そのため生ずる不均衡については販売会社において、繰上げ買入れにより調節方依頼これあ

各酒造組合理事長殿
清酒繰上げ買入に関する件

り候間、早速調査の結果この際は第一四半期の割当て石数の半分を繰上
げ買入れをなし、一石当たり金二百円也を前渡致すことに相成候間、別紙
清酒売渡契約書（略）など一件書類同封申上候。御調印の上来る五月十
五日までに御郵送下されたく、右書類當社に致着次第御送金申上ぐべく

候。

從て早出しに基づく不均衡等は適宜貴組合において御調整下されたく
候。なお如才もこれなきこととは存じ候えども非常事態を御考慮に入
れ、戦時火災保険付加等に依り万善の措置を期せられたく申添え候也。

前記、県醸造試験場が藏人たちに発した燈火管制下の心得を見ると「今、諸君のつくっているその酒は、やがて、戦勝を祝うための酒になるであろうことを考えて、慎重に励まなければならない」といつている。国民の誰れもが、その時に到つてもなお、勝てると思
いこまされていたのであった。

しかし、県のこの指令が出て六ヵ月後、県酒販会社が酒の疎開を始めて三ヵ月後、八月一三日には長野、上田、篠ノ井、丸子、須坂
あたりまでも空襲されて、戦災戸数一一九、戦災者二七〇人、死者四〇人、負傷五一人におよび、幸い酒造家の被害はなかつたけれど
も、八月一五日には、空しく無条件降伏に終つてしまつたのである。

終戦の日、正にてんやわんや

昭和二〇年（一九四五）八月一五日無条件降伏の大詔をラジオ放送で耳にする、全くその瞬間まで、県下酒造家の中の或る者は、清
酒造りはむしろ片手間にして、せつせとアルコール造りに励んでいた。「疎溜アルコールを大急ぎで造つて、航空燃料を補給してやらな
ければ、必勝を期する特攻隊の勇士も飛び立てず、徒らに地上で唇を噛んでいる」と、頻りに尻を叩かれた（和田晋氏談）のである。

その春頃から、ガソリンが底を突いてしまつた陸海軍では、俄かに、軍工場用の蒸溜塔を酒造家に払い下げて、疎溜アルコールを造
らせ、それを無水アルコールに持つていこうとの政策を打出したのであった。勿論、信州だけに要請されたのではない。全国的に、或

る蔵は軍の指定工場となつて、若い将校たちが乗り込み、サーベルを鳴らしながらケツを叩いた。或る蔵では、合成酒造りの設備を転用して、その要求にこたえなければならなかつた。

一方、葡萄酒造りを指令された酒造家もある。電波探知機に使う酒石酸がなくなつてしまつたため、葡萄酒を造らせ、その工程の中から出てくる酒石酸を供出せしめようとしたのであつた。こうして、敗戦前夜のどたん場における酒造界は、あれだこれだと殆んど無秩序に近い混頓が酒蔵を敵い、そして、それらの何れもが遂に実を結ぶことなくして、終戦を迎えたのであり、今は、蒸溜塔の残骸だけが空しく、県下の諸所に立つていた。敗戦の、その日の情況について、幾つかの談話を記録しておこう。

△長野県酒造組合副会長秋原直方氏談▽ 私は大蔵省醸造試験所の技官だったが、終戦一日前には戸倉の坂井銘醸の蔵にきていた。航空燃料が無くなつたため、ヌカ、菊芋、熊笹の実、マンジュサゲなどあらゆる原料を使って疎溜アルコールをつくり、それを無水アルコールに仕上げていこうという計画が立てられ、それを現地で指導するために軍団として、坂井さんの蔵に來ていたのだが、終戦の二日前、急に本省から帰京命令が出て、引揚げることになった。陸軍航空本部や海軍軍需部で、酒造家に航空燃料をつくらせようとの計画が立てられたとき、大急ぎで、その技術を身につけた青年将校を育てあげ、それを全国の酒蔵へ監督官として派遣する必要がおこってきたため、私どもは青年将校の現地指導にあたらされたが、軍人は我々と食い物も違つて、大いにサーベルの威力を示していた。

△駒ヶ根市三井毅氏談▽ 終戦の直前、県の醸造試験場が中心になつて、塩尻の笑亀の工場を借り、県下から代表的な杜氏二二人をえらんで集め、軍用アルコール造りの講習会をひらいており、三本ぐらいのアルコールが見事にできあがつた。ところが、それができあがつて喜んだその途端に、終戦の大詔が下り、それ、ソ連軍が新潟に上陸してやつて来るぞというようなデマが乱れ飛んだため、大急ぎで、できあがつた三本のアルコールを全部近くの川へ押し流してしまつた。上伊那の漆戸、養命酒、諏訪のダイヤ菊、飯田の喜久水、松本の紀文、坂城の花露、佐久の千曲錦、長野の桜なみ、大町の福久蘭など、みんな軍の指定工場になつて、アルコールをつくつていた筈だ。

△上田酒造組合和田晋氏談▽ 終戦の大詔を聞いた、ちょうどその時、私どもの造つたアルコール一車が、正に坂城駅を発車しようとしていた。横須賀の海軍工場へ積み出されたのだが、これはいけないと判断して、直ぐに発車を止め、蔵へ持ちかえつてしまつ

た。あのとき、若し送り出していたら恐らく一車分のアルコールが、一文にもならず、フイになってしまっていたに違いない。

△長野市藤井益二氏談▽ 終戦前、私のところでは焼酎という名目でアルコールを海軍に出し、海軍では水割りにして飲んでいたらしいが、それの代金がかなりたまっていた。そこへ敗戦の大詔をきいたので、これはいけない、下手をすると代金がもらえないぞと思って、大急ぎで横須賀へ飛びつけてみると、将校連中が酒を飲んでいて、そうか藤井か、お前のところではいい焼酎を送って呉れた、ありがたかったぞ、我々はここで今、大いに元気をつけて又一戦やるのだ、まだ戦争は終っちゃいないぞと大変な気勢で、すぐその場で小切手を書いてくれ、これでどうにか代金を受けとることができた。

△北安酒造組合薄井脩助氏談▽ 終戦直前、大町合成酒組合をつくって蒸溜塔を設備し、近隣農家に菊芋を委託栽培の上、ブドウ糖の配給をうけて、さて、いよいよ製造にとりかかるという時、終戦になってしまった。菊芋の処分に困って漬物にしたり捨てたりしたが、砂糖などというものが全くなくなっていた折柄なので、ブドウ糖はありがたかった。一部を近所の人に行けてやつたら、鋸で切っているところを人に見られ「これは石鹼です」とゴマ化したが、ナメて見てしまったというような笑話も忘れられない。組合としての合成酒はどうとう造らずにしまったが、池田の関恒夫さんは軍払い下げの蒸溜設備で多少造った。協会では終戦間際に配給されたコスカで焼酎をつくり、いゝ名前のつけようもなかつたので、浅間温泉で宴会をやつたときの芸者の名前「福助」というのをそのまま酒名にして売出し、一年だけは大いに儲かつたが、それつきりで駄目になってしまった。

昭和二年五月九日、酒造組合中央会の第一八回総会が箱根にひらかれた席上、伊藤保平会長は、その挨拶の中でつぎのように述べた。三年ぶりに、全国の府県聯合会会长が集まることができ、終戦後初めて顔をあわせたのであつたが、全国で二二〇の酒造工場が空襲をうけ、灰燼に帰していた。

△伊藤会長あいさつ▽ 顧みますに、昨年五月京都で慌しい総会を開いた後、戦局いよいよ苛烈を極めましたが、本会は最後まで帝都の都心に踏みとどまり、ビルの二階以上が大半延焼の厄にあいました中にあって、本会の事務所のみが幸いにして無事無災であったことはご同慶に存じます。しかし、各地の同業者中一二〇余の方々が戦火にかられ、多年の苦心になる二一〇工場を設備製品ともども一朝にして灰燼に帰せられましたことは、重ねて御見舞申上げる次第であります。

昨年八月十五日、詔書を承諾いたしまして、ここに戦いは終りましたが、戦争でうけた痛手と惨禍は、一朝にして消えるものではありません。戦いは敗れて終りましたので、敗戦日本に与えられた峻厳な憂き目は、わが国民を駆って、放心虚脱の状態に突きおとし、しかも、この幾年月を一層辛酸忍苦な生活の底に喘がしめるであろうことを、痛切に感じ、かつ覚悟しなければならないのあります。必然の運命とは申しながら、まことに深憂に堪えないものがあります。